

良好な景観形成に向けた届出制度のご案内

道では、平成13年10月に「北海道美しい景観のくにつくり条例」を制定し、広域景観づくりなど、本道の雄大な自然をベースにした北国特有の美しい景観づくりを推進してきたところですが、平成16年に景観法が制定されたことを受け、景観づくりをより一層推進するため、法に基づく景観行政団体として平成20年には「北海道景観条例」を施行し、「北海道景観計画」の策定を行っています。

この計画では、景観行政団体市町村の区域を除く北海道全域を「北海道景観計画区域」に指定し、この区域内で、一定の規模を超える建築物の建築等、工作物の建設等、都市計画法に基づく開発行為を行う場合は、事前に知事への届出が必要になります。

北海道の美しい景観の形成のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

事前相談のお願い

周辺の景観を著しく阻害する場合には、景観法に基づき、勧告や変更命令により、設計の変更などの必要な措置をしていただくことがあります。

そのため、届出の対象となる行為を行う際には、当該行為を行う区域の市町村又はその区域を所管する北海道の届出窓口へ、事前相談を行うようお願いします。

届出の必要な区域

北海道への届出が必要な区域は、**北海道全域**（ただし、景観行政団体市町村の区域及び、適用除外区域を除く）です。

なお、景観行政団体市町村の区域については、各景観行政団体市町村へお問い合わせください。

景観行政団体市町村（H29. 4. 1 現在）

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、北見市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、長沼町、当別町、黒松内町、上富良野町、栗山町、東神楽町、中標津町

適用除外の区域

- ・ニセコ町全域
- ・江差町の一部区域

勧告・協議基準、命令基準

次のいずれかに該当する場合は、勧告・変更命令の対象となります。

位置・配置や規模

- ・地域の特性や周辺景観との調和を欠くことにより周辺景観を著しく阻害するとき
- ・主要な展望地からの地域の良好な景観資源に対する眺望を大きく遮る位置や規模で建築物等を建設するとき
- ・地域の良好な景観資源の近傍地に景観資源に対する眺望を著しく阻害する位置や規模の建築物等を建設するとき

形態や色彩（意匠形態）

- ・地域の特性や周辺環境と調和を欠くとき
- ・外観にけばけばしい色彩を用いるとき
→特に良好と認められる周辺景観を著しく阻害するときは命令基準が適用されます
- ・建築物に附属する設備等を目立つ位置に設置し、又は露出させるとき

敷地の外構、その他

- ・敷地の外構が周辺景観と調和を欠くとき
- ・良好な景観形成上重要な樹木を伐採するとき

届出が必要な行為と規模

次の行為の種類と規模となる場合は、工事着工の30日前までに届出が必要となります。

		一般区域		羊蹄山麓広域景観形成推進地域	
		近商、商業、 準工業、工業、工専	左記以外の区域	近商、商業、 準工業、工業、工専	左記以外の区域
建築物	新築又は移転	H>20m 又は A>3,000 m ²	H>13m 又は A>2,000 m ²	H>13m 又は A>2,000 m ²	H>10m 又は A>1,000 m ²
	増築又は改築	増改築により上記対象面積を超える場合 ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する床面積の合計が10 m ² 以下 の場合は対象外			
	外観を変更する修繕、模様替、 色彩の変更	新築又は移転の届出が必要な規模の建築物で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、 模様替、色彩の変更を行うもの			
工作物	新設又は移転	さく、塀、擁壁等	H>5m		H>5m
		鉄筋コンクリート造柱、 鉄柱、木柱等	H>15m		H>10m ※建物と一体となって設置される場合は、工 作物の高さ5mかつ地盤面からの工作物の 上端までの高さが15mを超えるもの
		風力発電設備	※建物と一体となって設置される場合 は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの 工作物の上端までの高さが15mを超える もの		
		煙突その他これに類する もの	H>13m ※建物と一体となって設置される場合 は、工作物の高さ5mかつ地盤面からの 工作物の上端までの高さが13mを超える もの		
	彫刻、記念碑等	H>13m 又は A>2,000 m ²		H>10m 又は A>1,000 m ²	
	観覧車、コースター等				
	自動車車庫等の用に供 する立体施設				
	アスファルトプラント 等製造施設				
	石油、ガス、穀物、飼料 等処理施設	H>5m 又は A>2,000 m ²		H>5m 又は A>1,000 m ²	
	汚物処理施設、ゴミ焼却 施設等				
太陽電池発電設備	H>5m 又は A>2,000 m ²		H>5m 又は A>1,000 m ²		
増築又は改築	増改築前の規模が対象規模以下で、増改築を行うことで上記を超える場合は対象 ただし、増改築前の規模が既に対象規模を超え、増改築する築造面積の合計が10 m ² 以下 の場合は対象外				
修繕、模様替	新設又は移転の届出が必要な規模で、いずれかの立面の1/2を超える外観修繕、模様 替、色彩の変更を行うもの				
開発行為	S>10,000 m ² 又は 法面・擁壁 H>5m		S>5,000 m ² 又は 法面・擁壁 H>5m		

H：高さ A：延べ面積（工作物は築造面積） S：開発区域面積

北海道の届出窓口

管内	連絡先	
空知	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0126-20-0069 (直通)
石狩	石狩振興局産業振興部建設指導課	TEL 011-204-5833 (直通)
後志	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0136-23-1375 (直通)
胆振	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0143-24-9595 (直通)
日高	日高振興局産業振興部建設指導課	TEL 0146-22-9291 (直通)
渡島	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0138-47-9468 (直通)
檜山	檜山振興局産業振興部建設指導課	TEL 0139-52-6630 (直通)
上川	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0166-46-5949 (直通)
留萌	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0164-42-8452 (直通)
宗谷	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0162-33-2959 (直通)
オホーツク	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0152-41-0644 (直通)
十勝	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0155-26-9051 (直通)
釧路	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課	TEL 0154-43-9194 (直通)
根室	根室振興局産業振興部建設指導課	TEL 0153-23-6835 (直通)

※ 詳しくは、こちらのホームページをご覧ください。 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/tki/mdr/keikantodokede.htm>